

# 第2期皆野町健康増進計画(案)の 意見を募集します

町では、健康増進計画「健康みな21計画（第2期計画）」の策定を進めています。  
計画素案がまとまりましたので、この案をより良いものとするために、広く町民の皆さんから意見を募集します。お寄せいただいた意見は、計画策定にあたり参考とさせていただきます。

## ◎募集期間

1月15日(水)～2月14日(金)

## ◎公表場所

健康福祉課健康づくり担当窓口（⑥番窓口）※ホームページでもご覧になれます。

## ◎提出方法

持参、郵便、電子メール、ファクシミリのいずれかにより、提出してください。

意見の提出にあたっては、氏名または団体名、住所、電話番号を記載してください。

※様式は問いません。

提出・問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233 FAX62-2791  
電子メール kenko@town.minano.saitama.jp

## 20歳になったら国民年金

公的年金には国民年金、厚生年金、共済年金があります。このうち国民年金には日本に住む20歳から60歳までのすべての方が加入し、共通の基礎年金が支給されるようになっています。

また、会社などに勤めている方は、同時に厚生年金（会社員）や共済年金（公務員など）にも加入することになり、年金を受け取る時は基礎年金に上乗せされた年金が受け取れます。

すでに就職して厚生年金や共済年金などに加入している方を除き、20歳になったときは国民年金加入の手続きが必要になります。

年金事務所から国民年金加入の案内が届きますので、町民生活課保険年金担当へ資格取得の届け出をしてください。



### 保険料はいくら？

平成25年度は、月額15,040円です。

### 年金は老後だけのもの？

年金の保証は老後だけではありません。加入中に事故や病気で障害が残った場合は、障害年金が支給されます。また、被保険者の方が亡くなった場合は、遺族の方に遺族基礎年金や死亡一時金が支給される制度もあります。

### 所得控除の対象に！

国民年金に加入している方が納めた保険料は、家族の分も含めて全額が「社会保険料控除」として所得税などの控除対象となりますので、確定申告などの際に忘れずに申告してください。

### 免除・納付猶予制度

保険料を納付するのが困難な場合は「免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560  
町民生活課保険年金担当 ☎62-1232